

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告
示

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準給食設備として次のとおり承認した。

嘉慶三十七年十一月十六日

鳥取県矢事職務代理者
鳥取県厚生部長 鈴木晃

名施
 保険日南町国民健康
 所在地
 日野郡日南町生山五
 一番地
 承認番号基準
 (食)第三十四号
 給付対象
 二病棟
 二十七床
 昭和三十七年
 十月一日
 甲表
 点数表用

鳥取県告示第六百十号
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準
寝具設備として次のとおり承認した。

昭和三十七年十一月十六日

00668

(第3種郵便物)
公報 第3378号
2

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

名	施	称	所	在	設	基	準	寢	具	承	認	年	月	日	採	用
鳥取生協病院			鳥取市東品治町一〇		(寝)	一病棟	八六床	昭和三十七年	十月一日	乙の二						
					第六号											

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づく基準看護基準給食施設の変更を次のとおり承認した。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県告示第六百十一号

名	施	称	所	在	設	基	準	対	看	護	象	承	基	準	対	給	食	承	認	年	月	日	採	用
医療法人養和会	広江病院	米子市上後藤三三	(看)	第三号	精神一病棟	(食)	一四三床	第六号	精神一病棟	(食)	一四三床	昭和三十七年	九月一日	甲表										

鳥取県告示第六百十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定した

ので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

名	称	所	在	地	診療科名	開設者氏名	指	定	年	月	日	採用点数表
木村歯科医院		日野郡日南町大字下阿毘縁九一〇	歯科	木村 宏毅	昭和三十七年十月十三日							
鳥取県職員診療所	二〇	鳥取市東町一丁目二	内科	鳥取県知事 石破 二朗	昭和三十七年二月十三日	甲表						

鳥取県告示六百十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

晃

昭和37年11月16日 金曜日 鳥取県公報 第3378号

5 昭和37年11月16日 金曜日 鳥取県公報 第3378号 (認)

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

肝てつ駆除 ピチノール製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十一月二十六日	日野郡日南町阿毘縁	大谷検診場
二十七日		
二十八日	福栄	戸波
二十九日	大坂	
三十日	猪子原	
十二月 十日	山上	佐木谷
十一日	細屋	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和三十七年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年十一月十六日

一 時間 昭和三十七年十一月十九日 午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内
 三 委員会 動議

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 時間 昭和三十七年十一月十九日 午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁内
 三 委員会 動議

三 議題 鳥取県知事選挙の執行について

公 告

3 作文

3 受験資格

次の各号の一に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の規定により、昭和三十七年度行政書士試験を次の要領により実施するので、行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）第二条の規定により公告する。

昭和三十七年十一月十六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

一 試験の期日及び場所

1 期日 昭和三十七年十二月十二日

2 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第二会議室

二 試験科目及び方法

次の科目について筆記試験を行なう。（1、2についてでは、択一式による。）

1 行政書士の業務に関し必要な法令
 一般常識

次の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

1 未成年者

2 禁治産者又は準禁治産者

次の各号の一に該当する者は、行政書士となることができない。

又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

4 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 行政書士法第十四条第一項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 出願期間

昭和三十七年十一月十六日から昭和三十七年十二月五日まで

六 受験手続

1 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札型のもの）を添えて、鳥取市東町一丁目鳥取県総務部地方課あて提出すること。

2 受験願書を提出するときは、受験手数料五百円を鳥取県收入証紙をもつて納付すること。

昭和四四年四月五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価〕一部月額二五〇円（配送料共）一所

七 その他
この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会のこと。ただし、郵便により照会する場合は、十円切手を同封すること。

別記様式

行政書士試験受験願書

本籍

現住所

ふりがな
氏名

生年月日

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えてお願いします。

年 月 日

氏名

鳥取県知事

殿

印